

令和7年（行サ）第4号 人口比例選挙請求上告事件
上告人 塩地陽介 外1名
被上告人 宮崎県選挙管理委員会 外1名

上告理由書(3)

【各過疎地の有権者間の投票価値の不均衡の合理性は、
皆無である】

令和8年1月24日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 久保山 博 充

上告人兼上告人大神深雪訴訟代理人弁護士 塩 地 陽 介

上告人塩地陽介訴訟代理人弁護士 山 田 秀 一

(上告人大神深雪訴訟復代理人)

上告人らは、**上告理由書第 4 部、第 2 章、第 4** (同書 144~145 頁) 及び**上告理由書 (2) 第 4 部、第 2 章、第 4** (同書 58 頁) での過疎地域の有権者の中で生じた投票価値の不均衡の議論に、下記を追加して主張する。

下記で述べるとおり、過疎地に居住する各有権者の間 (本件選挙では、福井県選挙区内の過疎地の有権者と宮城県選挙区内の過疎地の有権者の間) の 1 票の投票価値の較差・3 倍には、**合理的理由が皆無**である。

これは、**大発見**である。

記

第 5 令和 2 年国勢調査時人口で、全都道府県内に存在する各過疎地の間において、「ある過疎地に居住する有権者」と「他の過疎地に居住する有権者」との間で、最大で投票価値の較差 3 倍強が生じている：

1

(1) 令和 5 年大法廷判決 (衆) (甲 8) は、「選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた**裁量権の行使として合理性を有する**といえるか否かによって判断されることにな」(強調 引用者) ると判示する (民集 77 卷 1 号 20 頁参照)。

(2) ある過疎地に居住する有権者は、過疎地に居住する有権者という点で、他の過疎地に居住する有権者と同一条件であるので、他の過疎地に居住

する有権者と比べて1票の投票価値について差別される合理的理由がない。

2

- (1) 被告は、「人口差の大きい県同士の合区」の合理性不在の理由として、「過疎化が進む地方に居住する国民の意見は、ますます国政において反映されにくいものとな」と主張する（令和7年7月20日参院選（選挙区）：東京高裁令和7年（行ケ）9号被告答弁書69頁）と主張する。

しかしながら、下記(2)～(3)に示すとおり、それぞれが選挙区である全都道府県内に所在する過疎地同士の間でも、最大3倍強の較差が存在するので、当該被告の主張は、**事実に基づかない、明かな誤りである。**

- (2) 過疎地域は、**全都道府県**に存在する¹（甲147）。

参院選（選挙区）において、**全都道府県内に存在する各過疎地に居住する有権者**の間で、**投票価値の最大較差・3倍位が常態化**²、衆院選（小選挙区）においても、**全都道府県内に存在する各過疎地に居住する有権者**の間で、**投票価値の最大較差・2倍位が常態化**している。

- (3) **2025年参院選（選挙区）の場合**

(ア) 本件選挙では、福井県選挙区（過疎地域を含む）の有権者の1票の価値を1

¹ 一般社団法人全国過疎地域連盟作成「過疎市町村等の数【令和4年4月1日現在】」参照（<https://www.kaso-net.or.jp/publics/index/19/#block523>）。

一般社団法人全国過疎地域連盟（昭和45年5月設立）の会員は、過疎地域市町村・特定市町村及び過疎関係都道府県等である。

² 訴状（4頁、別表、添付資料1）

票とすると、例えば、宮城県選挙区（過疎地たる山元町（人口 12,046 人³）を含む）は 0.32 票である（但し、1 票較差で言えば、1 対 3.080 倍）（甲 143、甲 147、乙 1）。

(イ) 即ち、福井県選挙区内の過疎地と宮城県選挙区内の過疎地（過疎地たる山元町（人口 12,046 人）を含む）の有権者の間で、投票価値の較差が、清き 1 票 対 清き 0.32 票（又は 1 対 3.080 倍）である。

(ウ) 福井県選挙区内の過疎地と宮城県選挙区内の過疎地（山元町（人口 12,046 人））との間の投票価値の 3.080 倍の較差は、国会の裁量権の行使として合理性があるとは解されず、上記 1(1)の令和 5 年大法廷判決（衆）の判示に照らして、本件選挙は、違憲である。

(4) 2026 年衆院選（小選挙区）の場合

2026 年 2 月 8 日施行（予定）衆院選（小選挙区）でも同様に、
鳥取 1 区内の過疎地と福岡 5 区内の過疎地（東峰村（人口 1899 人³）との間で、1 対 2.056 倍（但し、投票価値較差で言えば、1 対 0.486 票）の較差が生じており（総務省報道資料（令和 7 年 9 月 1 日現在選挙人名簿登録者数）、参考資料 2 参照）（下記別表 1、甲 147）、当該過疎地間の 2.056 倍の較差は、国会の裁量権の行使として合理性があるとは解されず、上記 1(1)の令和 5 年大法廷判決（衆）の判示に照らして、当該選挙は、違憲である。

3 (1) ①憲法 56 条 2 項；②1 条並びに前文第 1 項第 1 文後段；③前文第 1 項第 1 文前段；④43 条 1 項；⑤44 条、⑥13 条は、全ての過疎地の有権者の間でも、

³ 一般社団法人全国過疎地域連盟作成「過疎地域の面積及び人口」（令和 4 年 1 月 1 日現在、人口：令和 2 年国勢調査・面積：国土地理院公表データ）（<https://www.kaso-net.or.jp/publics/index/19/#block523>）

投票価値の平等を要求する。

- (2) 上記の過疎地の有権者についての、当該憲法違反の瑕疵は、全 45 選挙区（参院選挙区の場合）が相互に有機的に結合しているため、本件選挙全体に及び、本件選挙全体が、憲法違反の瑕疵を帯びる（昭和 51 年大法院判決（衆）民集 30 卷 3 号 249 頁、昭和 60 年大法院判決（衆）民集 39 卷 5 号 1122 頁参照）。

- 4 (1) 裁判の目的は、【1人が権利を侵害された場合でも、当該被侵害者1人に司法救済を与えること】である。

即ち、裁判による司法救済のためには、違法に権利侵害された被侵害者の数の大小は、要件外である。

- (2) 本件裁判は、【全都道府県内のいずれかの地域に居住する有権者の間（過疎地に居住する有権者の間を含む）に生じる1票の投票価値の較差が、最大3倍位であること】が「国会に与えられた裁量権の行使として合理的と言えるか否か」を争うものであるところ、本件裁判において、違法に権利侵害された被侵害者が、宮城県内の過疎地たる山元町（人口12,046人）の有権者を含む以上、当該有権者は、当然、本件裁判の司法救済の対象たる違法に侵害された被侵害者に該当する。

そもそも、裁判とは、違法に権利を侵害された被侵害者の数の大小を問うことなく、たった1人の被侵害者であっても司法救済する司法手続きである。

この裁判の”基本理念中の基本理念”は、客観訴訟たる民訴法204条に基づく本件人口比例選挙請求訴訟においても、当然、貫徹される。

以上

別表 1

(参考資料2) 衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数(登録者数順)
 (https://www.soumu.go.jp/main_content/001048459.pdf) (総務省発表)

(参考資料2) 衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数(登録者数順)

(令和7年9月1日現在)

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
1	北海道第3区	462,546	2,088
2	福岡県第2区	461,147	2,082
3	北海道第2区	459,952	2,077
4	茨城県第6区	455,564	2,057
5	福岡県第5区	455,464	2,056
6	北海道第1区	455,279	2,056
7	宮城県第2区	453,667	2,048
8	神奈川県第15区	453,322	2,047
9	京都府第6区	452,652	2,044
10	福岡県第3区	451,103	2,037
11	神奈川県第3区	449,343	2,029
12	宮城県第1区	448,291	2,024
13	大阪府第1区	448,093	2,023
14	福岡県第1区	446,399	2,016
15	兵庫県第6区	443,935	2,004
16	兵庫県第7区	442,552	1,998
17	神奈川県第17区	441,819	1,995
18	大阪府第2区	441,748	1,995
19	愛知県第12区	441,336	1,993
20	千葉県第1区	441,218	1,992
21	神奈川県第2区	436,476	1,971
22	東京都第15区	434,874	1,963
23	東京都第26区	434,770	1,963
24	静岡県第5区	434,602	1,962
25	大阪府第5区	434,254	1,961
26	東京都第4区	431,925	1,950
27	愛知県第8区	431,748	1,949
28	東京都第22区	430,570	1,944
29	滋賀県第2区	428,993	1,937
30	北海道第5区	428,845	1,936
31	大阪府第18区	426,329	1,925
32	神奈川県第1区	424,793	1,918
33	愛知県第13区	422,982	1,910
34	東京都第30区	422,243	1,906
35	大阪府第8区	421,145	1,901
36	熊本県第1区	420,415	1,898
37	東京都第10区	419,976	1,896
38	福島県第2区	419,955	1,896
39	静岡県第6区	418,600	1,890
40	千葉県第5区	418,407	1,889
41	愛媛県第1区	418,400	1,889
42	山梨県第1区	418,192	1,888
43	愛知県第3区	418,057	1,888
44	東京都第20区	418,027	1,887
45	千葉県第13区	417,827	1,886
46	大阪府第4区	417,674	1,886
47	埼玉県第8区	417,568	1,885
48	神奈川県第18区	417,184	1,884
49	茨城県第1区	416,696	1,881
50	栃木県第1区	416,462	1,880
51	広島県第3区	415,403	1,876
52	千葉県第6区	415,377	1,875
53	長野県第1区	414,923	1,873
54	愛知県第1区	413,536	1,867
55	千葉県第14区	413,431	1,867
56	埼玉県第6区	413,155	1,865
57	埼玉県第15区	412,522	1,863
58	大阪府第14区	412,303	1,862
59	神奈川県第12区	412,246	1,861
60	東京都第25区	410,527	1,854

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
61	神奈川県第8区	408,873	1,846
62	岡山県第2区	408,766	1,846
63	千葉県第4区	408,742	1,845
64	三重県第3区	408,282	1,843
65	東京都第14区	407,936	1,842
66	東京都第21区	407,703	1,841
67	兵庫県第4区	407,262	1,839
68	広島県第1区	407,204	1,839
69	岐阜県第3区	405,814	1,832
70	愛知県第2区	404,572	1,827
71	東京都第7区	404,233	1,825
72	東京都第6区	403,059	1,820
73	神奈川県第14区	402,467	1,817
74	埼玉県第14区	401,401	1,812
75	東京都第18区	401,191	1,811
76	岡山県第4区	400,763	1,809
77	千葉県第9区	400,181	1,807
78	埼玉県第5区	399,486	1,804
79	北海道第4区	398,852	1,801
80	埼玉県第9区	398,261	1,798
81	福岡県第4区	398,074	1,797
82	三重県第2区	397,250	1,794
83	福岡県第10区	397,234	1,794
84	大阪府第13区	396,307	1,789
85	北海道第6区	395,302	1,785
86	兵庫県第11区	394,695	1,782
87	大阪府第11区	394,606	1,782
88	長崎県第2区	393,754	1,778
89	和歌山県第1区	393,307	1,776
90	滋賀県第3区	393,239	1,775
91	東京都第16区	392,776	1,773
92	東京都第8区	392,721	1,773
93	東京都第11区	392,484	1,772
94	福島県第4区	392,434	1,772
95	兵庫県第1区	391,912	1,769
96	長野県第3区	391,653	1,768
97	岡山県第3区	391,644	1,768
98	東京都第13区	391,591	1,768
99	埼玉県第4区	391,025	1,765
100	大阪府第7区	389,943	1,761
101	新潟県第2区	389,898	1,760
102	奈良県第1区	388,920	1,756
103	愛知県第16区	388,491	1,754
104	埼玉県第7区	388,446	1,754
105	埼玉県第2区	388,246	1,753
106	埼玉県第1区	387,753	1,751
107	京都府第1区	386,872	1,747
108	京都府第4区	386,705	1,746
109	大阪府第6区	386,047	1,743
110	神奈川県第16区	386,045	1,743
111	広島県第2区	385,976	1,743
112	茨城県第3区	385,766	1,742
113	広島県第4区	385,402	1,740
114	東京都第17区	385,203	1,739
115	東京都第27区	384,862	1,738
116	兵庫県第8区	383,987	1,734
117	大分県第1区	383,877	1,733
118	愛知県第11区	382,674	1,728
119	山口県第1区	381,547	1,723
120	埼玉県第3区	380,633	1,719

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
121	東京都第24区	380,361	1,717
122	東京都第12区	380,213	1,717
123	宮城県第4区	379,938	1,715
124	熊本県第4区	379,727	1,714
125	静岡県第1区	379,329	1,713
126	愛媛県第2区	378,247	1,708
127	東京都第5区	378,222	1,708
128	静岡県第8区	378,003	1,707
129	兵庫県第2区	377,939	1,706
130	大阪府第15区	377,612	1,705
131	神奈川県第6区	377,316	1,704
132	福島県第1区	376,502	1,700
133	愛知県第9区	376,463	1,700
134	奈良県第2区	375,023	1,693
135	長野県第2区	374,529	1,691
136	神奈川県第13区	374,032	1,689
137	広島県第6区	373,761	1,688
138	和歌山県第2区	373,488	1,686
139	大阪府第9区	373,028	1,684
140	埼玉県第16区	372,652	1,683
141	石川県第1区	371,757	1,678
142	青森県第2区	371,661	1,678
143	山口県第2区	371,592	1,678
144	千葉県第12区	371,144	1,676
145	神奈川県第19区	370,252	1,672
146	静岡県第2区	369,213	1,667
147	埼玉県第13区	369,108	1,667
148	静岡県第3区	368,639	1,664
149	福岡県第9区	368,137	1,662
150	福岡県第6区	367,500	1,659
151	兵庫県第5区	366,779	1,656
152	埼玉県第12区	366,773	1,656
153	愛知県第4区	366,478	1,655
154	新潟県第3区	366,303	1,654
155	東京都第3区	366,246	1,654
156	福井県第1区	363,492	1,641
157	神奈川県第5区	363,330	1,640
158	北海道第9区	361,963	1,634
159	東京都第23区	361,911	1,634
160	千葉県第8区	361,789	1,633
161	岩手県第3区	360,309	1,627
162	神奈川県第11区	360,287	1,627
163	兵庫県第9区	359,474	1,623
164	東京都第29区	358,101	1,617
165	大阪府第3区	357,873	1,616
166	新潟県第1区	357,548	1,614
167	愛知県第7区	354,699	1,601
168	愛知県第6区	353,805	1,597
169	栃木県第4区	352,039	1,589
170	鹿児島県第1区	351,769	1,588
171	富山県第3区	349,960	1,580
172	愛知県第10区	349,767	1,579
173	愛知県第5区	349,556	1,578
174	新潟県第4区	349,437	1,578
175	三重県第1区	348,669	1,574
176	京都府第3区	348,425	1,573
177	宮崎県第1区	348,048	1,571
178	徳島県第1区	347,085	1,567
179	神奈川県第20区	346,355	1,564
180	千葉県第11区	345,370	1,559

(令和7年9月1日現在)

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
181	岩手県第2区	342,912	1.548
182	兵庫県第10区	341,859	1.543
183	長崎県第3区	341,312	1.541
184	奈良県第3区	340,604	1.538
185	愛知県第15区	340,014	1.535
186	北海道第8区	339,230	1.532
187	栃木県第5区	338,944	1.530
188	山口県第3区	338,559	1.529
189	福岡県第8区	337,128	1.522
190	新潟県第5区	336,993	1.522
191	神奈川県第9区	336,776	1.521
192	群馬県第1区	336,483	1.519
193	東京都第19区	334,776	1.512
194	宮城県第5区	332,993	1.503
195	神奈川県第10区	332,878	1.503
196	大阪府第12区	332,750	1.502
197	千葉県第3区	332,534	1.501
198	埼玉県第11区	332,461	1.501
199	長崎県第1区	331,998	1.499
200	東京都第1区	331,113	1.495
201	岐阜県第1区	331,037	1.495
202	神奈川県第4区	329,894	1.489
203	佐賀県第1区	329,359	1.487
204	青森県第3区	327,919	1.481
205	東京都第2区	327,734	1.480
206	佐賀県第2区	326,944	1.476
207	大阪府第16区	325,246	1.468
208	埼玉県第10区	324,351	1.464
209	岡山県第1区	323,886	1.462
210	滋賀県第1区	323,828	1.462
211	群馬県第2区	323,710	1.462
212	青森県第1区	323,705	1.462
213	鹿児島県第2区	323,331	1.460
214	石川県第2区	321,328	1.451
215	大阪府第17区	321,259	1.450
216	茨城県第7区	320,150	1.445
217	福島県第3区	320,070	1.445
218	千葉県第2区	319,069	1.441
219	千葉県第10区	318,855	1.440
220	沖縄県第3区	318,081	1.436
221	大阪府第10区	317,639	1.434
222	岐阜県第4区	317,175	1.432
223	東京都第28区	315,926	1.426
224	群馬県第3区	314,548	1.420
225	熊本県第3区	311,177	1.405
226	鹿児島県第4区	310,727	1.403
227	静岡県第7区	309,684	1.398
228	東京都第9区	309,062	1.395
229	静岡県第4区	309,037	1.395
230	香川県第1区	308,647	1.394
231	熊本県第2区	308,053	1.391
232	群馬県第5区	307,616	1.389
233	鹿児島県第3区	306,114	1.382
234	兵庫県第3区	305,262	1.378
235	神奈川県第7区	301,876	1.363
236	秋田県第3区	299,529	1.352
237	沖縄県第4区	299,349	1.352
238	愛媛県第3区	298,778	1.349
239	高知県第1区	298,484	1.348
240	千葉県第7区	298,442	1.347

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
241	山形県第2区	297,350	1.343
242	大阪府第19区	296,835	1.340
243	沖縄県第2区	296,702	1.340
244	茨城県第2区	295,363	1.334
245	山形県第1区	294,877	1.331
246	広島県第5区	293,922	1.327
247	群馬県第4区	290,465	1.311
248	岐阜県第2区	289,874	1.309
249	大分県第3区	289,039	1.305
250	愛知県第14区	288,243	1.301
251	岩手県第1区	286,099	1.292
252	島根県第2区	285,876	1.291
253	三重県第4区	279,688	1.263
254	宮城県第3区	276,350	1.248
255	福岡県第7区	275,406	1.243
256	北海道第11区	273,408	1.234
257	兵庫県第12区	270,931	1.223
258	長野県第5区	270,927	1.223
259	山形県第3区	270,727	1.222
260	高知県第2区	270,397	1.221
261	北海道第12区	267,346	1.207
262	宮崎県第3区	263,286	1.189
263	富山県第1区	263,242	1.189
264	沖縄県第1区	263,131	1.188
265	北海道第10区	262,277	1.184
266	茨城県第4区	262,114	1.183
267	岐阜県第5区	261,467	1.181
268	宮崎県第2区	258,520	1.167
269	京都府第2区	256,640	1.159
270	福井県第2区	253,471	1.144
271	秋田県第1区	253,265	1.143
272	山梨県第2区	252,495	1.140
273	島根県第1区	250,109	1.129
274	大分県第2区	250,092	1.129
275	栃木県第2区	249,056	1.124
276	徳島県第2区	248,184	1.121
277	香川県第2区	247,418	1.117
278	福岡県第11区	245,942	1.110
279	秋田県第2区	239,942	1.083
280	富山県第2区	237,585	1.073
281	北海道第7区	237,537	1.072
282	長野県第4区	233,933	1.056
283	栃木県第3区	233,377	1.054
284	茨城県第5区	230,687	1.042
285	香川県第3区	229,824	1.038
286	石川県第3区	227,067	1.025
287	鳥取県第2区	226,063	1.021
288	京都府第5区	225,460	1.018
289	鳥取県第1区	221,483	1.000